

補助金・助成金獲得のポイント！



2016/9/27 いわき産業創造館「ラトブ」
福島県よろず支援拠点コーディネーター
行政書士・社会保険労務士・中小企業診断士 佐藤 巨人



Contents

- **補助金制度の概要**
- 事業計画書作成のポイント
- 助成金制度の概要

補助金・助成金とは

補助金、助成金、奨励金、給付金などと様々な名称で呼ばれていますが、明確な定義や区分はありません。補助金も助成金も、国や地方公共団体（民間の団体で行っているものもあります）から支給される、原則返済する義務のないお金のことです。当然、財源は公的な資金から出されるものですので、誰でももらえるわけではなく、申請や審査が必要になり、一定の資格が必要な場合もあります。

ただし、雇用保険事業など厚生労働省等が所管するものを「助成金」と呼び、それ以外、たとえば経済産業省等が実施するものを「補助金」と定義することが多くなっています。

「助成金」は、人材の雇い入れや育成など雇用に関する目的のものが中心で、要件を満たせば受給できる可能性が高いです。

「補助金」は、新技術・研究開発や起業など政策に合わせてさまざまな目的で実施されており、採択件数や金額が予め決まっているものが多く、申請したからといって必ずしも受給できるわけではありません。

雇用や人材育成等に関する雇用関係のもの：**助成金**

助成金以外で新技術などの研究開発や起業のほか様々な目的で実施されるもの：**補助金**

今回は“補助金”を中心に説明いたします。

補助金の特長

□ 競争がある。

応募した事業所すべてがもらえるものではない。

□ 必要な経費の全額をもらえるわけではない。

補助率と限度額（上限）がある。

□ 対象経費が多岐にわたる。

設備や外注委託費、原材料費等、補助金の目的によってさまざまな経費を対象としている。

□ 募集期間が限られている。

募集開始から締切りまでの期間が比較的短い。

□ すぐにはもらえない。

原則として、支出した経費に対して補助を受けるため、後払いとなる。

支援目的による分類

創業・起業

研究開発／商品・
サービス開発

販路・需要開拓

経営改善
・事業承継

事業再生

海外展開

設備投資

知的財産

雇用・人材

健康・医療

エネルギー
・環境

その他

補助金の情報検索方法

<https://www.mirasapo.jp/>





施策の一覧表を作成する

Making lists

あなたの目的や条件に合った複数の施策をまとめて一覧できます。利用したい施策を探す際の参考として、また施策立案時の参考や、相手に応じた効果的な中小企業支援の検討に活用できます。



施策立案



支援検討



帳票出力

施策の一覧表を作成する ▶

 [使い方ガイド](#)



補助金の情報検索方法

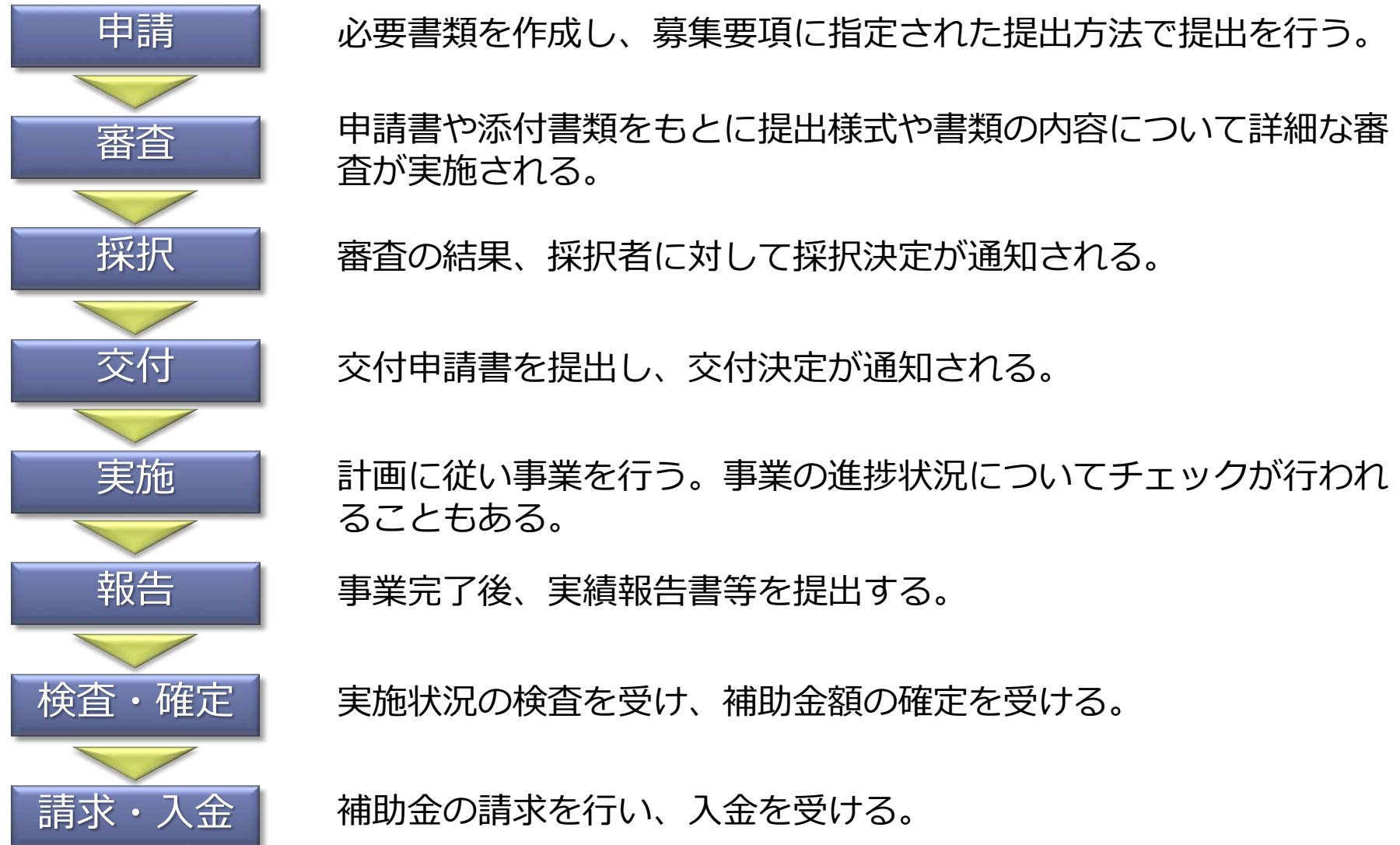
支援内容 必須	<input checked="" type="radio"/> 補助金・助成金	<input type="radio"/> 金融・税制	<input type="radio"/> その他
分野 必須 ※1~8つ選択して下さい。	<input type="checkbox"/> 創業・起業	<input checked="" type="checkbox"/> 研究開発 / 商品・サービス開発	<input type="checkbox"/> 販路・需要開拓
	<input type="checkbox"/> 海外展開	<input type="checkbox"/> 経営改善・事業承継	<input type="checkbox"/> 事業再生
	<input type="checkbox"/> 雇用・人材	<input type="checkbox"/> 設備投資	<input type="checkbox"/> 知的財産
	<input type="checkbox"/> エネルギー・環境	<input type="checkbox"/> 健康・医療	<input type="checkbox"/> その他
	<input checked="" type="checkbox"/> 全解除		
登録機関 ?	<input type="text" value="福島県"/>	<input type="text" value="いわき市"/>	
都道府県を先に選択してください。			

補助金の情報検索方法

ヒットした施策 **11** 件

	研究開発／商品・サービス開発
国	<p data-bbox="1039 596 1536 632"><u>地域経済循環創造事業交付金【総務省】</u></p> <p data-bbox="1030 716 1664 1102">地域金融機関からの融資を受けて事業化に取り組む民間事業者が、事業化段階で必要となる初期投資費用について、地方公共団体が助成する経費に対し、交付金を交付します。・融資比率 公費による交付額（国費＋地方費）：地域金融機関融資＝1：1以上・公費による交付額の上限 原則2,500万円（補助率原則1／2） 融資比率が1：2以上の事業については、4,000万円（補助率原則1／2）</p> <p data-bbox="1039 1211 1648 1286"><u>商業・サービス競争力強化連携支援事業【中小企業庁】</u></p> <p data-bbox="1030 1329 1619 1402">・補助上限額：初年度3,000万円（補助率：2/3） ・2年目は、初年度と同額を上限として補助</p>

応募から受給までの流れ



対象経費

基本的には、その事業（研究開発や技術開発、試作品開発、製品開発など）に必要な経費を対象とするが、制度によって補助対象経費が異なる。

【平成27年度補正 ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金 2次公募の例】

機械装置費	<p>機械装置等（専ら補助事業のために使用される機械・装置、工具・器具（測定工具・検査工具、電子計算機、デジタル複合機等）及び専用ソフトウェア）の購入、製作、借用、改良、据付け又は修繕に要する経費</p> <p>注1. 「設備投資」とは、機械装置等を取得するための経費として補助対象経費で単価50万円（税抜き）以上を計上する場合を指します。</p> <p>注2. 機械装置又は自社により機械装置を製作する場合の部品の購入に要する経費は「機械装置費」となります。</p> <p>注3. 「借用」とは、いわゆるリース・レンタルをいい、交付決定後に契約したことが確認できるもので、補助事業期間中に要する経費のみとなります。したがって、契約期間が補助事業期間を超える場合の補助対象経費は、按分等の方式により算出された当該補助事業期間分のみ対象となります。</p> <p>注4. 「改良」とは、機能を高め又は耐久性を増すために行うものです。</p> <p>注5. 「据付け」とは、機械・装置の設置と一体で捉えられる軽微なものに限ります。設置場所の整備工事や基礎工事は含みません。</p> <p>注6. 「修繕」とは、保守に伴って行う原状回復等の行為をいいます。</p> <p>注7. 補助事業において、補助対象経費で単価50万円（税抜き）以上の機械装置等を取得又は改良等した場合には、補助事業が終了した後もその機械装置等（以下「取得財産」という）を善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従ってその効果的運用を図らねばなりません。また、処分制限期間内に取得財産を処分（①補助金の交付の目的に反する使用、譲渡、交換、貸付け、②担保に供する処分、廃棄等）しようとするときは、あらかじめ各地域事務局の承認を受けてください。</p> <p>注8. 本事業で購入する機械装置等を担保に金融機関から借入を行う場合、各地域事務局への事前申請が必要です。ただし、担保権実行時には国庫納付が必要となります。</p>
技術導入費	<p>外部からの技術指導や知的財産権等の導入に要する経費</p> <p>注1. 技術導入費で認める技術指導、知的財産権等を所有する他者から取得（実施権の取得を含む）を行う場合は書面による契約の締結が必要となります。</p> <p>注2. 技術指導費支出対象者には、専門家経費を併せて支出することはできません。</p>
運搬費	<p>運搬料、宅配・郵送料等に要する経費</p>
専門家経費	<p>本事業遂行のために必要な謝金や旅費として、依頼した専門家に支払われる経費</p> <p>注. 委員会などの技術導入以外の目的で専門家が必要である場合に、単発的に専門家を委嘱することができます。</p>

補助率と限度額

- 事業計画が採択されても、その事業（研究開発や技術開発、試作品開発、製品開発など）に必要な経費がすべて補助されるわけではない。ほとんどの制度には、補助率が設定されている。
- 補助率とは、補助金の金額が申請する事業に必要な経費の合計に占める割合のこと。
- ほとんどの制度には、補助限度額（上限額）が設定されている。補助（助成）対象経費で、かつ、補助率の範囲内であっても、この上限額を超えて支給されることはない。

【平成27年度補正 ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金 2次公募の例】

	【革新的サービス】	【ものづくり技術】	採択予定件数
一般型	<ul style="list-style-type: none"> ・補助上限額：1,000万円 ・補助率：2/3以内 ・設備投資が必要 ・補助対象経費：機械装置費、技術導入費、運搬費、専門家経費 		全国で概ね 100件程度
小規模型	<ul style="list-style-type: none"> ・補助上限額：500万円 ・補助率：2/3以内 ・設備投資が必要 ・補助対象経費：機械装置費、技術導入費、運搬費、専門家経費 		

必要書類（応募申請時）

- 応募申請書
- 事業計画書
- 経費明細書
- 決算報告書
- 定款・登記事項証明書
- 会社案内（パンフレット等） 他

標準的な事業計画書

- 企業の概要
- 事業計画の概要
- 事業計画の具体的な内容
- 必要経費の試算



事業計画書の例

(様式2)

平成24年度補正ものづくり中小企業技術開発等支援補助金の事業に申し込みされている方は、以下に受付番号を記入してください。
受付番号: _____

<1次公募申請の状況>
該当する項目に印を付けてください。
 1次公募一次締切に申請した
 1次公募二次締切に申請した
 1次公募には、申請していない

事業計画書 (2次公募)

(1)応募者の概要等(連携体で申請を行う)

1. 応募者の概要		
企業名: ●●●●		
代表者の役職及び氏名: 代表取締役		
住所: (〒●●●●●●●●) ●●●●●●●●		
補助事業の実施が本社の所在地と異なる住所: (〒 -)		
事業所名: _____		
電話番号: ●●●●-●●●●-●●●●		
担当者の役職及び氏名: ●● ●●●●		
担当者のメールアドレス: ●●●●		
資本金(出資金)		
主たる業種(日本標準産業分類、中分類)		
2. 株主等一覧表		
株主名又は出資者		
① ●●●●		
② ●●●●		
③ ●●●●		
④ ●●●●		
⑤ ●●●●		
⑥ ほか		
3. 役員一覧(監査役を含む。別紙として添)		
役職名	氏名	フリガナ
代表取締役社長	経済 次郎	ケイジ
4. 経営状況表(注) 直近2期間の累積		
平成●●年		
①売上高		
②経常利益		
③当期利益		

(2)事業内容(特に収まらない場合は、適宜広げてください。複数ページになっても結構です。)

1. 事業計画書(300字程度)
環境に配慮した安心・安全なじゅうたんクリーニングサービスの開発

2. 事業計画の概要(1000字程度で記載し、別紙を高)現在、大手企業の下請けとして事業を行っているため、そこで消費者の環境意識や清潔観念の高まりに対応するサービスを開発することで、消費者との直接取引を通じ、100字程度で簡潔に記載してください。力場合に公表することがあります。

3. 対象類型(ものづくり技術が革新的サービスか選)術との関連性もしくは経営革新計画の承認状況をご記入してください。

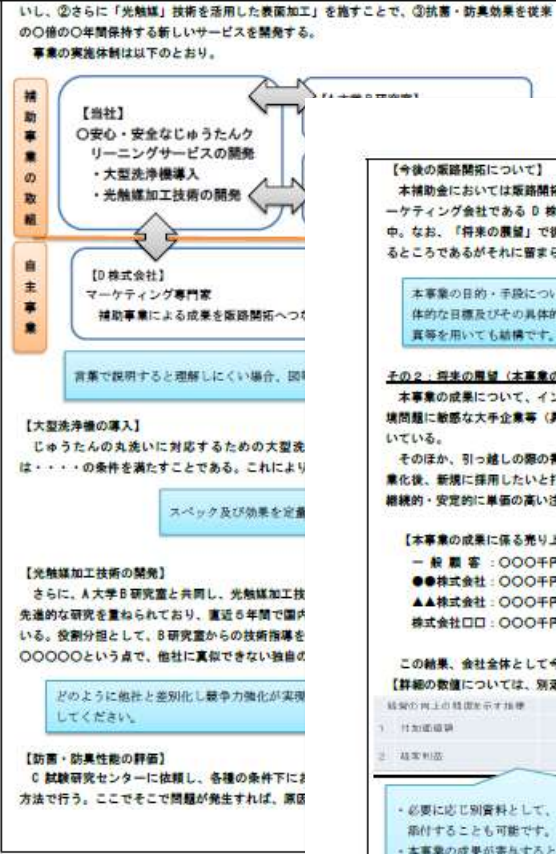
□【ものづくり技術】
下記技術との関連性(複数選択可)
□情報処理 □精密加工 □経営革新計
□製造環境 □接合・実装 画する項目に
□立体造形 □表面処理 必ず申請時に
□機械制御 □複合・新機能材料 □経営革新
□制御7軸以上 □バイオ 注 経営革
□測定計測 注 3000円以上の開発費が2.4を要する

以下は該当者のみ印を付けてください(9.申請書のものづくり) □「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する」

4. 事業類型
□成長分野型
□試作開発+設備投資 □設備投資のみ
□一般型
□試作開発+設備投資 □設備投資のみ
□小規模事業者型(課題2.6.1.1, 2.6.1.2, 2.6.1.3) □試作開発のみ

5. 事業の具体的な内容(別紙を添付することも可能です。3)その1: 試作品・新サービスの開発や設備投資の具体

従来方式からの「革新」の内容を出来る限り具体的に、一般的なじゅうたんクリーニングは、水に浸した表式であり、洗浄の効果は〇ヶ月程度で消滅する。また、消費者の環境及び安心・安心意識への配慮が課題 ①大型洗浄機を導入し、じゅうたんからホコリなどを



(3) これまでに補助金又は委託費の交付を受けた実績説明(申請中の案件を含む)

事業名称及び事業概要	
事業主(個人名・法人名)	
実施期間	
補助・委託額	
テーマ名	
本事業との相違点	

(4) 経費明細表

経費区分	事業計画(日本標準産業分類、中分類)			普通洗濯業 (単位:円)	
	(A)事業に要する経費(消費税込の額)	(B)補助対象経費(消費税込の額)	(C)補助金交付申請額(消費税込の額)	経費総額(注:事業に要する経費・税込み)	経費総額(注:事業に要する経費・税込み)
経費区分	(A)	(B)	(C)		
経費総額	18,734,400	17,464,000	10,000,000		

(5) 資金調達内訳

<事業全体に要する経費額内訳>

区分	事業に要する経費(円)	資金の調達先
自己資金	8,734,400	
補助金交付申請額	10,000,000	
借入金	0	
その他	0	
合計額	18,734,400	

<補助金を受けるまでの資金>

区分	事業に要する経費(円)	資金の調達先
自己資金	2,000,000	預金
借入金	8,000,000	〇〇銀行
その他	0	
合計額	10,000,000	



Contents

- 補助金制度の概要
- 事業計画書作成のポイント**
- 助成金制度の概要

事業計画書作成のポイント ～全般～

- 問われていることに素直に答える。長々と書かない。
- 問われていることを違う欄で回答しない。
- 提出前に誤字、脱字をチェックする。
- 会社のことを何も知らない人（審査員）に、わかるように説明する。
- 専門用語、業界用語は、読み手（審査員）にわかるように配慮する。
- 用語は統一する。

事業計画書作成のポイント①

□ 目的を外さない。

補助金には、制度ごとにその目的があります。申請する補助事業の内容が、その目的から外れていると当然ながら申請しても採択されません。

【平成27年度補正 ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金 2次公募の例】

1. 事業の目的

国内外のニーズに対応したサービスやものづくりの新事業を創出するため、認定支援機関と連携して、革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行う中小企業・小規模事業者の設備投資等を支援します。

事業計画書作成のポイント②

□ 審査ポイントを理解する。

審査ポイントを理解し、問われている質問に的確に回答することが必要です。

よくある審査のポイント	
新規性・創造性	従来の製品・サービスと比較してどのような点に新しさや独創性があるのか。また、競合品、代替品、類似品と比べ、顧客の当該製品、サービスを選ばせる特徴がどこにあるのかについて評価される。
他社差別性 (競争優位性)	競合する企業、製品、サービスに対し、持続的に競争優位性を確保できるものであるか。また、当該製品、サービスを競合企業等からどのように防衛していくのかその方法について評価される。
市場性 (事業性・成長性)	プロジェクトの結果生み出される技術や商品・サービスが対象市場（顧客ターゲット）にどのようなインパクトを与えるか。また、どのような新市場を創り出すのか、ビジネスとしての側面から評価される。
実現可能性	プロジェクトの実施能力や管理能力について評価される。 ①売上計画の妥当性、②原価計画の妥当性、③経費計画の妥当性、④資金計画の妥当性、⑤スケジュールの妥当性、⑥組織体制、⑦実績

事業の具体的な内容

【平成27年度補正ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金2次公募の例】

事業の具体的な内容

その1：具体的な取組内容（審査項目（2）参照）

- a. 本事業の目的・手段について、今までに取り組んできた経緯や今回の補助事業で機械装置を購入しなければならない必要性、課題を解決するため、不可欠な工程ごとの開発内容、材料や機械装置等を明確にしながら、具体的な目標及びその具体的な達成手段を記載してください（必要に応じて図表や写真等を用い具体的かつ詳細に記載してください。また、事業期間内においては機械装置等の購入時期や導入時期についての詳細なスケジュールの記入が必要となります）。（審査項目（2）①～③参照）
- b. 【革新的サービス】の申請においては、新たな製品・サービスを顧客等の他者に対し役務としてどのように提供するのか具体的に説明するとともに、「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示す方法との関連性を説明してください。
- c. 【ものづくり技術】の申請においては、12分野との関連性を説明してください。
- d. 本事業を行うことによって、どのように他者と差別化し競争力強化が実現するかについて、具体的に説明してください。（審査項目（2）③参照）

その2：将来の展望（本事業の成果の事業化に向けて想定している内容及び期待される効果）

- a. 本事業の成果が寄与すると想定している具体的なユーザー、マーケット及び市場規模等について、その成果の価格的・性能的な優位性・収益性や現在の市場規模も踏まえて記載してください。（審査項目（3）②参照）
- b. 本事業の成果の事業化見込みについて、目標となる時期・売上規模・量産化時の製品等の価格等について簡潔に記載してください。（審査項目（3）③参照）
- c. 必要に応じて図表や写真等を用い具体的かつ詳細に記載してください。
- d. 【革新的サービス】に申請される方は「革新的なサービスの創出・サービス提供プロセスの改善を行い、3～5年計画で「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成する計画」の根拠を具体的に記載してください（詳細を別添資料とすることも可能）。（審査項目（3）④参照）
- e. 【ものづくり技術】に申請される方は、「革新的な試作品開発・生産プロセスの改善を行い、3～5年計画で「付加価値額」「経常利益」の増大を達成する計画」の根拠を具体的に記載してください（詳細を別添資料とすることも可能）。（審査項目（3）④参照）
- f. 「付加価値額」「経常利益」等の算出については、算出根拠を明記してください。

審査項目

【平成27年度補正ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金2次公募の例】

審査項目

(1) 補助対象事業としての適格性

補助対象外事業に該当しないか。

(2) 技術面

- ① 新製品・新技術・新サービス（既存技術の転用や隠れた価値の発掘（設計・デザイン、アイデアの活用等を含む））の革新的な開発となっているか。
 - 【革新的サービス】においては、中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドラインで示された方法で行うサービスの創出であるか。また3～5年計画で「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成する取組みであるか。
 - 【ものづくり技術】においては、特定ものづくり技術分野の高度化に資する取組みであるか。また3～5年計画で「付加価値額」「経常利益」の増大を達成する取組みであるか。
- ② サービス・試作品等の開発における課題が明確になっているとともに、補助事業の目標に対する達成度の考え方を明確に設定しているか。
- ③ 課題の解決方法が明確かつ妥当であり、優位性が見込まれるか。
- ④ 補助事業実施のための体制及び技術的能力が備わっているか。

次項に続く

審査項目

【平成27年度補正ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金2次公募の例】

審査項目

(3) 事業化面

- ① 事業実施のための体制（人材、事務処理能力等）や最近の財務状況等から、補助事業を適切に遂行できると期待できるか。
- ② 事業化に向けて、市場ニーズを考慮するとともに、補助事業の成果の事業化が寄与するユーザー、マーケット及び市場規模が明確か。
- ③ 補助事業の成果が价格的・性能的に優位性や収益性を有し、かつ、事業化に至るまでの遂行方法及びスケジュールが妥当か。
- ④ 補助事業として費用対効果（補助金の投入額に対して想定される売上・収益の規模、その実現性等）が高いか（【革新的サービス】においては、3～5年計画で「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成する取組みであるか。【ものづくり技術】においては、3～5年計画で「付加価値額」「経常利益」の増大を達成する取組みであるか。）

(4) 政策面

- ① 厳しい内外環境の中にあって新たな活路を見いだす企業として、他の企業のモデルとなるとともに、国の方針（「経済の好循環実現に向けた政労使の取組について」において示された賃金上昇に資する取組みであるか等）と整合性を持ち、地域経済と雇用の支援につながることを期待できる計画であるか。
- ② 金融機関等からの十分な資金の調達が見込めるか。
- ③ 中小企業・小規模事業者の競争力強化につながる経営資源の蓄積（例えば、生産設備の改修・増強による能力強化）につながるものであるか。

(5) 加点項目

- ① 賃上げ等に取り組む企業
- ② 本事業によりT P P加盟国等への海外展開により海外市場の新たな獲得を目指す企業
- ③ 応募申請時に有効な経営革新計画の承認を受けている（申請中を含む）企業
- ④ 有効な経営力向上計画の認定を受けている企業（一般型のみ）
- ⑤ 小規模型に応募する小規模企業者

事業計画書作成のポイント③

具体的かつ定量的に表現する。

□ 具体的な計画

誰に何を何個売る。

何人でいつまでにどれくらい作る。

事業を実現するために何がどれくらい必要。 等

□ 比較においても定量化

設備導入により○分短縮

○円のコストダウン

○人の人手不足解消 等

□ 市場性のデータ

一次データと二次データ

II 自動車板金塗装に係る課題

当社の自動車板金塗装に係る現状の課題は次のとおりです。

- 【課題1】ボトルネックとなる乾燥工程を改善し、手待ち時間を解消すること。
- 【課題2】.....

課題の詳細を説明するにあたって、全体の板金塗装工程を次に示します。

洗車

洗車をすることで損傷の程度を診断します

洗車場から作業場へ移動

板金

損傷箇所の塗膜を削り落して、鉄板をむき出しにします。凹みを押し出したり叩き出したり、あるいは表面にワックスなどを溶接し、それを引っ張ることで車体に合わせて平らにする。

パテ処理

平らになった面にパテを付けます。「パテ」とは凸凹箇所に用いられるペースト状の材料で、乾燥すると硬化します。

構機などで加熱して硬化し、その後損傷箇所に合わせて平らになるよう削ります。平らになるまでパテ付け、乾燥、パテ削りを繰り返します。

下塗り塗装

塗装に不必要な箇所をマスキングし、塗装の下地になる塗料（サフェーサー）を吹き付けます。サフェーサーを赤外線乾燥機で乾燥後、塗装面を研ぎ、塗料が密着するよう細かな傷を付けます。

作業場から塗装ブースに移動

塗装

塗装する車面の色を再現するために塗料の調色を行います。塗料メーカーのWebサイト等で調べることができますが、車により新車の色とは異なるため調整が必要です。調色後塗料を吹き付け乾燥します。この塗料の吹き付けと乾燥を2度繰り返します。その後、塗料の吹き付けと乾燥が完了したら、光沢をクリア塗装を行います。このクリア塗装も、塗装と乾燥を2度繰り返します。

塗装ブースから磨き場へ移動

磨き、洗車

完全に乾燥し塗膜が硬化したら、さらに光沢を作業を行います。最後に洗車をし、完成検査を行い完了となります。

【課題1】ボトルネックとなる乾燥工程を改善し、手待ち時間を解消すること。

上記工程において、ボトルネックとなっている箇所は乾燥工程です。

【工程ごとの作業時間（平均的な作業時間）】

工程（大項目）*	工程（小項目）	作業時間
洗車	洗車	10分
移動（作業場）	移動（作業場）	5分
板金	塗膜削り	2分
	板金	6分
パテ処理	パテ付け（2回；1回1分）	2分
	パテ乾燥（2回；1回15分）	30分
	パテ削り（2回；1回5分）	10分
下塗り塗装	マスキング	10分
	下塗り塗装	5分
	下塗り乾燥	20分
	下塗り研ぎ	10分
移動（塗装ブース）	移動（塗装ブース）	5分
塗装	調色	15分
	塗装（2回；1回10分）	20分
	塗装乾燥（2回；1回25分）	50分
	クリア塗装（1回）	2分
	クリア乾燥（1回）	30分
移動（磨き場）	移動（磨き場）	5分
磨き作業、洗車	磨き	10分
	洗車	10分
計		257分

※ 上記画像の工程に対応しています。

塗装工程は、塗膜にほこり等が付着するなどデリケートな作業となるため、できる限り外部の環境と遮断しなければなりません。したがって、塗装工程（調色、塗装、クリア塗装）については、専用の塗装ブース（屋内設備）で行います。また、乾燥時間にとりわけ多くの時間を必要とします。当社の塗装ブースは現在1箇所です。下塗り塗装までを終えた車両が塗装待ちのため滞ります。その間、作業員の手待ち時間が生じてしまいます。



Contents

- 補助金制度の概要
- 事業計画書作成のポイント
- **助成金制度の概要**

助成金の特長

□ 原則として要件を満たせば受給可能

要件を満たすことで受給することができる。

□ 「人」に関するものを中心として助成

採用や人材育成などを行った事業所を対象として助成金を支給している。

□ 財源は雇用保険料の事業主負担分

事業所が支払っている雇用保険料の一部が財源となっている。

□ 募集期間は設けられていない

原則として募集期間は設けられておらず、要件を満たせばいつでも申請可能。ただし、申請期限あり。

□ すぐにはもらえない

助成制度に基づいて行われた事実に対して助成を受けるため、後払いとなる。

助成金の種類

どんな助成金が出ているか。

雇用

人材育成

ワーク・ライフ
・バランス

職場環境・処遇の
改善

助成金受給のための共通要件

【受給できる場合】

1. 雇用保険適用事業所の事業主であること
2. 支給のための審査に協力すること
3. 審査に必要な書類等の提出を整備・保管し、提示できること
4. 実地調査を受け入れること
5. 申請期間内に申請を行うこと

(原則、申請が可能となった日から2か月以内)

【受給できない場合】

1. 不正受給をしてから3年以内の支給申請
2. 労働保険料の未納がある
3. 労働保険関係法令の違反があった
4. 性風俗関連営業、接待を伴う飲食等営業
5. 暴力団関係
6. 事業主名等の公表について、同意しない

キャリアアップ助成金 (人材育成コース)



どんな会社が利用できるか？

有期契約労働者やパートタイマー等に訓練を実施した事業主が利用できます。

助成金の額は？

【賃金助成】

助成内容	助成額 () 内は大企業
① O J T (実際の仕事を通じて行う訓練)	800円 (700円) / 1時間当たり
② O f f - J T (仕事を離れて行う訓練)	800円 (500円) / 1時間当たり

【経費助成】

助成額 () 内は大企業		
	一般・有期実習型 育児休業中訓練	中長期的キャリア形成訓練
100時間未満	10万円 (7万円)	15万円 (10万円)
100時間以上200時間未満	20万円 (15万円)	30万円 (20万円)
200時間以上	30万円 (20万円)	50万円 (30万円)

キャリアアップ助成金 (人材育成コース)



受給の主なポイント

Point 1

「一般職業訓練」とは、1年以内の実施期間に20時間以上行うOff-JTをいいます。
「有期実習型訓練」とは、ジョブカードを活用した3か月～6か月のOff-JTとOJTの組み合わせをいいます。
「中長期キャリア形成訓練」とは、厚生労働省が指定する専門実践教育訓練(Off-JT)をいいます。
「育児休業中訓練」とは、育児訓練期間中のOff-JTをいいます。

Point 2

訓練を受講した時間数が、助成対象訓練時間数の8割以上(有期実習型訓練の場合はOJTとOff-JTがそれぞれ8割以上)であることが必要です。

Point 3

経費助成の対象となる経費は、外部講師の謝金や施設・設備の賃借料、入学料、受講料、教科書代などが該当します。
※受講生の旅費は支給対象外です。

キャリアアップ助成金 (人材育成コース)

活用例

・技術向上のため、
有期契約の社員3人、
に1回7時間の外国人
に研修を3か月の間
に3回受講させた
に、またあわせて職
場内訓練を6か月間
実施した。
(有期実習型訓練)



研修費用が
3人で36万円か
かった

6か月間の職場
内訓練を実施し
た。訓練時間は
680時間で
あった。

・訓練終了後
に申請
・審査完了後、
約198万円
が支給される

【1人当たりの内訳】

・ 研修費用の助成	(上限) 100,000円
+ ・ 社員が研修に参加した時間の 賃金助成 (800円×21時間)	16,800円
+ ・ 社員に対する職場内訓練時間の 賃金助成 (800円×680時間)	544,000円
	<hr/>
	660,800円

最後に…

福島県よろず支援拠点が
補助金・助成金の申請についても
バックアップ！

東北経済産業局

中小企業・小規模事業者の皆様へ
ビジネスの悩み、
私たちになんでも
ご相談ください!!

福島県
よろず
支援拠点

中小企業・小規模事業者
のための経営相談所

売上・販路拡大
資金繰り
海外展開
事業再生
など

経営改善
創業・起業
地域活性化
など

事業計画
事業承継
雇用・労務

「よろず支援拠点」は、
経営相談や補助金・助成金の申請
サポートなど、さまざまな支援
サービスを提供しています。お気軽
にご相談ください。お問い合わせ先
は、各支援拠点のホームページ
をご覧ください。

予約制 まずはお電話ください。 相談無料! ご利用制限なし!

郡山事務所 ☎024-954-4161 福島オフィス ☎024-525-4064

受付時間：月～金（祝祭日を除く）9:00～17:00（12:00～13:00を除く）

東北経済産業局
福島県よろず支援拠点
（公益財団法人 福島県産業振興センター）

福島県よろず支援拠点 YouTubeチャンネル
支援事例やセミナーの動画が見られます。
https://www.youtube.com/channel/UC3P4u-02272N-0F4d0g4d

Facebook
https://www.facebook.com/fukushima.yorozu.support



ご清聴ありがとうございました。

講師

福島県よろず支援拠点コーディネーター
ニア・コンサルティング株式会社
行政書士・社会保険労務士・中小企業診断士

佐藤 巨人 (さとうなおと)